

社会福祉法人みやび会ふじの里 指定介護予防通所介護事業及び第一号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやび会が開設するデイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業及び第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定介護予防通所介護の提供に当たる者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人みやび会ふじの里 二 所在地 群馬県藤岡市中大塚880番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 職員 生活相談員 社会福祉主事又は介護福祉士 1名
看護職員 看護師又は准看護師 2名
機能訓練指導員 2名（看護職員と兼務）
介護職員 6名（常勤介護職員は生活相談員不在時に兼務する。）
職員は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- 四 延長サービス時間 午前8時30分から午前9時30分及び午後4時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は30名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等） 二 機能訓練（日常動作訓練） 三 介護サービス
四 五 健康状態の確認 六 送迎 七 給食サービス 八 入浴サービス
九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定介護予防通所介護及び第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防通所介護及び第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、法令等で定められた割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、別紙の通り。
- 二 食事の提供に要する費用として、別紙の通り。
- 三 その他指定介護予防通所介護及び第一号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが相当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、藤岡市（旧鬼石町、上日野地区は除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には事前に、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、機能訓練留意事項を遵守すること。
- 三 浴室を利用する際には、浴室利用留意事項を遵守すること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者、主治医及び利用者の家族に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 職員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。2 管理者は、防火管理者を選任する。
3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、概ね毎年6月及び12月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 センターは、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやび会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (介護予防通所介護及び第一号通所事業運営規程)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成20年3月1日から施行する。(定員減及び職員配置変更)

この規程は平成23年4月1日から施行する。(職員の変更)

この規程は平成23年5月1日から施行する。(職員の変更)

この規程は平成23年9月1日から施行する。(職員の変更・通常の事業の実施地域の変更)

この規程は平成24年2月1日から施行する。(職員の変更・利用定員の変更25名)

この規程は平成24年4月1日から施行する。(サービス提供時間の変更)

この規程は平成25年3月1日から施行する。(給食業務の業者委託に伴う職員配置の変更)

この規程は平成26年4月1日から施行する。(利用料等の変更)

この規程は平成27年2月1日から施行する。(定員増)

この規程は平成27年4月1日から施行する。(営業日、職員の員数及び文言の変更)

この規程は平成27年4月1日から施行する。(制度改正にともなう利用料の変更)

この規程は平成27年8月1日から施行する。(制度改正にともなう負担割合の変更及び取組みの実情)

この規程は平成28年1月1日から施行する。(総合事業開始にともなう用語の追加)